



令和5年度 愛南町内保育施設（保育所・幼稚園） 入所申込みのご案内



一斉入所受付期間 令和4年11月4日（金）～11月25日（金）

令和5年度に保育所・幼稚園を利用したい場合は、この案内に沿って申し込み書類を作成し提出してください。

保育所

柏保育所 家串保育所 御荘保育所
城辺保育所 緑保育所 一本松保育所
はまゆう乳幼児保育所 船越保育園

幼稚園

あいなん幼稚園

保育所の入所申込は・・・

★ 提出書類 ★

次の2枚を提出してください。
(入所児童1人につき1組)
○教育・保育給付認定(現況届)申請書兼保育施設入所申込書
○家庭の就労状況調査表

★ 提出期限・提出先 ★

○一斉入所受付期間内に、入所希望保育所へ提出してください。
○受付期間終了後の申込先は愛南町役場保健福祉課へ提出してください。

★ 関連するページ ★

・保育施設位置図	P2
・保育所入所の要件について	P3
・保育施設一覧表	P4～5
・保育所入所までの手続きについて	P6
・主な保護者費用について	P8～9
・保育所保育料・副食費徴収基準額表	P10
・申請書記入例(保育所希望)	P12～13
・家庭の就労状況調査表記入例	P16

幼稚園の入所申込は・・・

★ 提出書類 ★

次の1枚を提出してください。
(入所児童1人につき1枚)
○教育・保育給付認定(現況届)申請書兼保育施設入所申込書

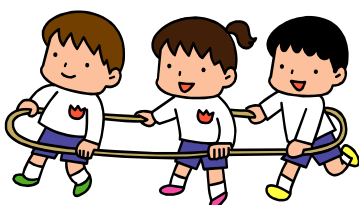
★ 提出期限・提出先 ★

○一斉入所受付期間内に、あいなん幼稚園へ提出してください。
○受付期間終了後の申込先は愛南町役場保健福祉課へ提出してください。

★ 関連するページ ★

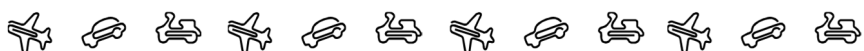
・保育施設位置図	P2
・幼稚園入園の要件について	P3
・保育施設一覧表	P4～5
・幼稚園入園までの手続きについて	P7
・主な保護者費用について	P8～9
・申請書記入例(幼稚園希望)	P14～15

★愛南町ホームページに關係する様式(PDF・Excel)を掲載していますのでご利用ください★

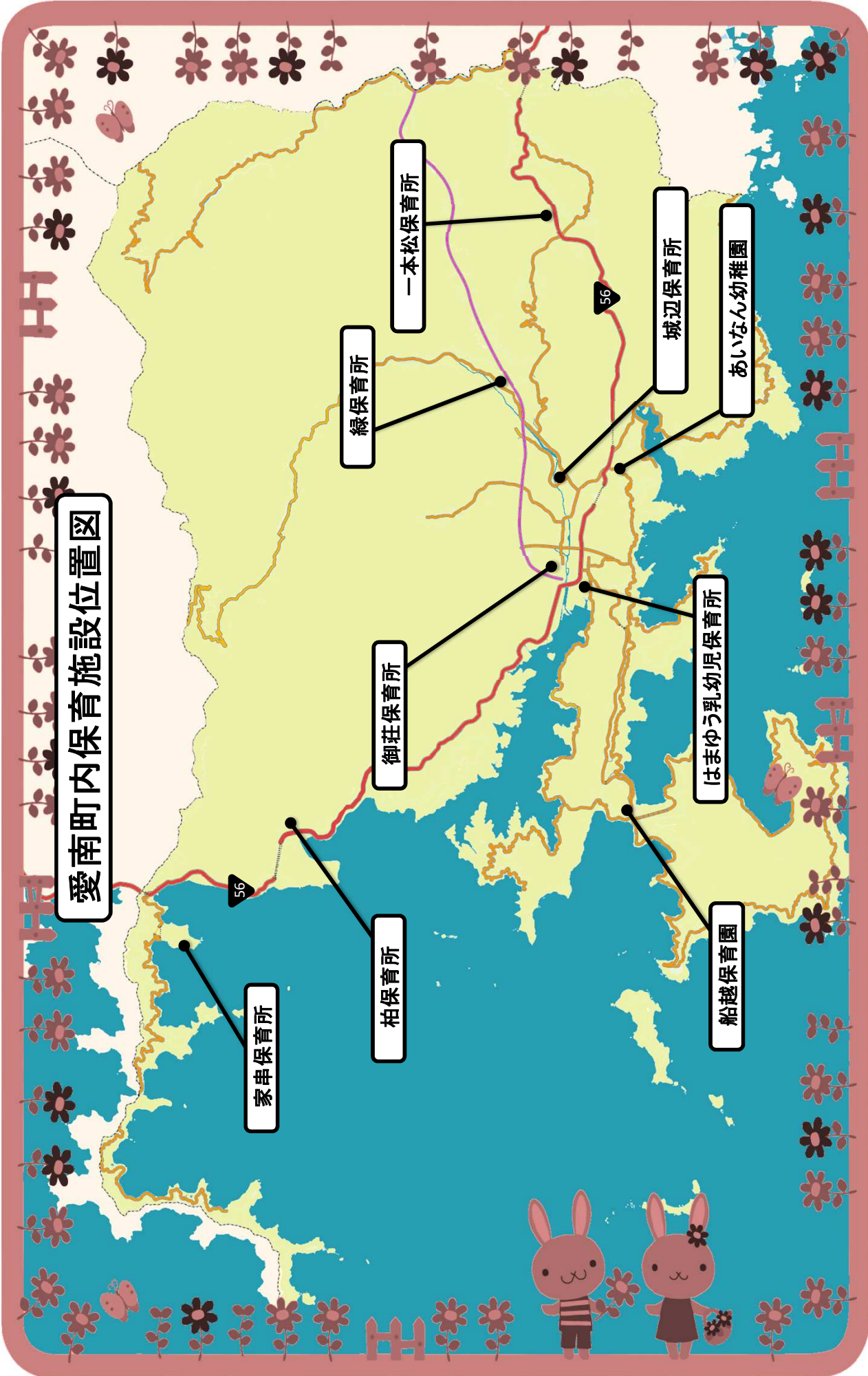


問い合わせ

愛南町保健福祉課子育て支援係 TEL:0895-72-1212 FAX:0895-70-1777



愛南町内保育施設位置図



保育所入所の要件について

1. 保育所とは

保護者が働いていたり、病気等の理由で日中家庭でお子さんを保育することができないとき、保護者にかわって保育できる人がいない家庭のお子さんをお預かりする施設です。
幼稚園とは違い、就学前の教育や集団生活に慣れさせるため等の理由では、保育所に入所することはできません。保育が必要でなくなったときは、保育所を退所していただくこととなります。

2. 保育要件

児童を保育所に入所させるためには、児童の父母それぞれが次の①～⑩の基準に当てはまることが入所の要件となります。またその内容を証明する就労証明書や、各種申立書が必要となります。

同地番で祖父母と同居しており祖父母の年齢が65歳に満たない場合は、父母と同様に祖父母も保育要件を確認することとしています。この祖父母の保育要件は優先順位の資料となります。

★入所の基準★

- ①就労等（家庭外労働・家庭内労働）
保護者が就労のため保育できない場合 ※月64時間以上の勤務が必要
- ②妊娠・出産
保護者が出産により保育できない場合 ※産前6週、産後8週を含む月の入所
- ③疾病・障がい
保護者が病気、障がいで保育ができない場合
- ④介護等
親族の介護・看護で保育ができない場合
- ⑤災害復旧
災害により家屋等の復旧を行うため保育が出来ない場合
- ⑥求職活動
保護者が求職活動（起業準備含む）を行う場合 ※90日（3か月間）の入所
- ⑦就学
保護者が就学により保育できない場合
- ⑧虐待・DV
虐待・DV等により、その児童の保育ができない場合
- ⑨育休中の継続利用
現に保育所に通う児童がいる状態で、育休を取った場合に児童の環境変化を考慮して、保育所継続利用が認められた場合
- ⑩その他町長が認める各前号に類する状態にある場合



3. 年齢要件

施設によって受入年齢が異なりますのでご確認ください。

保育所名	定員	R4.10月の児童数	クラス年齢						その他
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
柏保育所	30	17	×	○	○	○	○	○	
家串保育所	20	13	×	○	○	○	○	○	
御荘保育所	140	92	○	○	○	○	○	○	0歳は産後2か月後から
城辺保育所	150	100	○	○	○	○	○	○	0歳は産後2か月後から
緑保育所	30	18	×	○	○	○	○	○	
一本松保育所	90	62	×	○	○	○	○	○	
はまゆう乳幼児保育所	60	44	○	○	○	×	×	×	0歳は産後2か月後から
船越保育園	20	13	○	○	○	○	○	○	0歳は離乳が出来てから

0歳児については、保育士の人的配置基準が厳しく多くの人数を受け入れることが難しいことから、育休を活用した家庭での保育や1歳児として預けるまでは家で保育するなど、皆さまのご協力をお願いします。

幼稚園入園の要件について

1. 幼稚園とは

幼児の心身の発達を助長することを目的とした教育施設です。年齢の要件を満たしていれば入園することができます。小学校入学前の教育を受けることができます。

また、あいなん幼稚園では平成29年度から預かり保育事業を実施していますので、平日は16:30まで、長期休業中も9:00～16:00まで預けることができます。ただし、長期休業中は給食が無いのでお弁当が必要です。



2. 入園の要件

保育所のように保育要件を確認することはありません。保護者が働いていなくても入園することができます。共働きであっても子どもに就学前から教育を受けさせたいと幼稚園を希望するご家庭もあります。

3. 年齢要件

幼稚園名	定員	R4.10月の児童数	クラス年齢					
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
あいなん幼稚園	45	17	×	×	×	○	○	○

愛南町保育施設一覧表 (令和5年4月予定)

生年月日(和暦)		R5.4.1時点 のクラス年齢
令和 5年 4月2日	～ 令和 6年 4月1日	0歳児
令和 4年 4月2日	～ 令和 5年 4月1日	0歳児
令和 3年 4月2日	～ 令和 4年 4月1日	1歳児
令和 2年 4月2日	～ 平成 3年 4月1日	2歳児
平成 31年 4月2日	～ 平成 32年 4月1日	3歳児
平成 30年 4月2日	～ 平成 31年 4月1日	4歳児
平成 29年 4月2日	～ 平成 30年 4月1日	5歳児

○一覧表の見方について

- ・児童の年齢を右の表に当てはめて、下の一覧表の「備考」欄のクラス年齢内であれば申込可能です。
- ・時間区分は次の略称となっています。
「標準」は「保育標準時間(11時間)」
「短」は「保育短時間(8時間)」
「教育」は「教育標準時間(4時間)」
- ・利用可能サービス欄の矢印は預けられる時間を表しています。

種別	No.	保育施設名	住所	電話番号	時間区分	利用可能サービス						備考 クラス年齢	
						平日(月～金)				土曜日			
						早出	通常	居残	延長	早出	通常		居残
公立	1	柏保育所	柏617	85-0058	利用できる 保育サービス	○	○	○	○	○	○	○	1歳～5歳
					標準	← 7:30	→ 18:30	← 延長	→ 7:30	→ 18:30			
	短	← 8:30	→ 16:30		← 8:30	→ 16:30							
	2	家串保育所	家串1267	85-0507	利用できる 保育サービス	○	○	○	○	○	○	1歳～5歳	
					標準	← 7:30	→ 18:30		← 7:30	→ 18:30			
	短	← 8:30	→ 16:30		← 8:30	→ 16:30							
3	御荘保育所	御荘平城 2510-2	72-0598	利用できる 保育サービス	○	○	○	○	○	○	0歳～5歳		
				標準	← 7:30	→ 18:30	← 延長	→ 7:30	→ 18:30				
短	← 8:30	→ 16:30		← 8:30	→ 16:30								
4	城辺保育所	城辺甲2491	72-0796	利用できる 保育サービス	○	○	○	○	○	○	0歳～5歳		
				標準	← 7:30	→ 18:30	← 延長	→ 7:30	→ 18:30				
短	← 8:30	→ 16:30		← 8:30	→ 16:30								
5	緑保育所	緑乙1514	72-0897	利用できる 保育サービス	○	○	○	○	○	○	1歳～5歳		
				標準	← 7:30	→ 18:30		← 7:30	→ 18:30				
短	← 8:30	→ 16:30		← 8:30	→ 16:30								
6	一本松保育所	広見3321-1	84-2128	利用できる 保育サービス	○	○	○	○	○	○	1歳～5歳		
				標準	← 7:30	→ 18:30	← 延長	→ 7:30	→ 18:30				
短	← 8:30	→ 16:30		← 8:30	→ 16:30								
私立	7	はまゆう乳幼児保育所	御荘平城 5272	72-4328	利用できる 保育サービス	○	○	○	○	○	○	0歳～2歳	
					標準	← 7:00	→ 18:00	← 延長	→ 7:00	→ 18:00			
	短	← 9:00	→ 17:00		← 9:00	→ 17:00							
	8	船越保育園	船越832	82-1401	利用できる 保育サービス	○	○	○	○	○	○	離乳出来てから 0歳～5歳	
標準					← 7:00	→ 18:00		← 7:00	→ 18:00				
短	← 8:00	→ 16:00		← 8:00	→ 16:00								
共通	延長保育 (有料1時間100円)		月曜日 ～金曜日	柏、御荘、城辺、一本松保育所 18:30～19:00 はまゆう乳幼児保育所 18:00～19:00						土曜日の午後は、必要 な方を対象に保育 を行います。			
				保育短時間認定の児童を矢印以外の時間に預けた場合、延長保育扱いとなります。									

種別	No.	保育施設名	住所	電話番号	時間区分	利用可能サービス			備考 クラス年齢		
						平日（月～金）		土曜日			
						教育標準時間	預り保育	—			
公立	9	あいなん幼稚園	深浦3-1	72-0836	利用できるサービス	○		○	—	3歳～5歳	
					教育	← 8:30	14:30 →	← 14:30	16:30 →		お休 み日 は 土 曜 日 は
					預り保育 (1日利用)	← 9:00	16:00 →				
預り保育 (有料1時間100円)		月曜日 ～金曜日	教育標準時間後の14:30～16:30の間で利用することができます。			長期休業中 (月曜日 ～金曜日)	9:00～16:00の間で利用することができます。		長期休業中（夏・冬休み）には在園児を対象として預かり保育を実施します。		

保育所 幼稚園 時間区分（保育標準時間・保育短時間・教育標準時間）について

保育所に入所する際には「保育標準時間」又は「保育短時間」のいずれか、幼稚園に入園の場合は「教育標準時間」の認定を受けて入所となります。

※保育標準時間は、両親ともフルタイム（月120時間以上の就労）の共働き世帯を想定しています。

※保育短時間は、両親のどちらかがパートタイム（月64時間～120時間の就労）の共働き世帯の場合などを想定しています。

※保育標準時間の対象者であっても、祖父母の協力が得られるなどの理由で保育短時間の希望が可能です。

保育所 幼稚園 入退所日について

保育施設の入所は月の初日、退所は月の末日となります。月の途中から入所する必要が出る場合は、その日を含む月の初日が入所日となります。また保育料は月額となっております日割り計算は行っておりませんのでご注意ください。

保育所 利用サービスに対する保育料について

保育料は月額となっております私立保育所も公立保育所も同額です。保育短時間は保育標準時間に比べて保育料は若干安くなります。（標準と短時間の保育料の差は、所得による階層により、低階層500円/月～高階層2,000円/月）

保育所 慣らし保育の有無について

本庁では、児童が保育所の環境に慣れるための期間（いわゆる「慣らし保育」）を設けていませんので、入所日初日から終日預けることができますが、児童の状況によっては、環境に慣れるまで間、迎え時間について個別にご相談させていただく場合があります。

職場復帰による保育入所の場合、復帰日の調整により環境に慣らす期間ができますので、職場とご相談してみてください。

例 8/1に職場復帰する場合 → 8/1保育所入所 職場復帰日と保育開始日が同日となるため、慣らし期間が無い状態となります。
8/10に職場復帰する場合 → 8/1保育所入所 職場復帰日を月途中ですることにより慣らし期間ができます。（8/1～8/9）

保育所 自然災害時の臨時休園について

台風や集中豪雨などの自然災害から人的被害を避けることを目的として、自然災害の発生が予測される場合には、原則として臨時休園とすることを町の方針とします。具体的には、愛南町が警戒レベル3（高齢者等避難）以上を発令した場合に臨時休園することとなります。ただし、非常時でも仕事を休めないなどの理由により、保育の必要性がある方は、事前に代替保育を設定し安全と見込まれる場所で保育を提供することとします。詳しくは保育所へご確認ください。

自然災害時の保育所の臨時休園の基準

保育所が所在する場所に風水害等の気象に関する避難情報が発令されたとき			
登園前	警戒レベル5	緊急安全確保	臨時休園します ○解除されるまでは園児の受入はしません。
	警戒レベル4	避難指示	
保育中	警戒レベル3	高齢者等避難	臨時休園します ○警戒レベル3の地区は休園します。 登園を制限します ○臨時休園となっていない保育所は、当日保育が必要な人を限定して保育を実施します。
	警戒レベル5	緊急安全確保	臨時休園します
	警戒レベル4	避難指示	○在園児がいる場合は、園児とともに所定の避難場所へ避難します。（避難後は、避難場所で園児を引き渡します。）
	警戒レベル3	高齢者等避難	園児を引き渡します ○警戒レベル3の地区は、後に警戒レベル4（避難指示）の発令も予想されますので、保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。 ○警戒レベル3以外の地区は、保護者の可能な範囲で早めの園児のお迎えを依頼します。

保育所入所までの手続きについて

1. 入所に必要な手続き等

(1) 教育・保育給付認定（現況届）申請

「教育・保育給付認定（現況届）申請書兼保育施設入所申込書」「家庭の就労状況調査票」を提出してください。年度途中の入所希望の場合も同じ書類を作成して提出してください。

「教育・保育給付認定」とは、その家庭の教育志向や就労状況などに応じた保育サービスの種類を、市町村が認定するというもので制度上必要な手続きとなっています。保育所入所児童は2号又は3号認定となり保護者の就業時間等に応じて、保育標準時間と保育短時間のいずれかとなります。既に前年度「教育・保育給付認定」を受けている方の場合、「現況届」として扱い認定内容を更新することとなります。

保育所の選択については希望先を限定いたしません。地区運動会・敬老会などの地区行事へ保育所が参加することもあるので、お住いの地域に近い保育所への入所をお勧めします。

区分	年齢	利用できる施設	保育サービス時間	有効期間
1号認定	3歳以上	幼稚園	教育標準時間 4時間	発行から小学校入学まで
2号認定	3歳以上	保育所	保育標準時間 11時間 又は	満3歳到達から小学校入学まで
3号認定	0歳～2歳		保育短時間 8時間	発行から満3歳到達まで

(2) 入所申請

先の教育・保育給付認定の後（同時）に希望保育所へ「入所申込」を行うこととなります。様式は教育・保育給付認定（現況届）と兼ねたものとしているので作成不要です。

(3) 入所面接（書類面接）

入所に必要な書類（就労証明書等）を面接通知とともに同封して通知するので、作成のうえ面接時に提出をお願いします。通知は1月上旬に送付し、面接は1月下旬から2月上旬を予定しています。

ここまでの手続きを終えて「支給認定証」「保育所入所承諾書」が交付されます。交付の時期は入所決定作業が集中するため、2月下旬から3月上旬を予定しています。

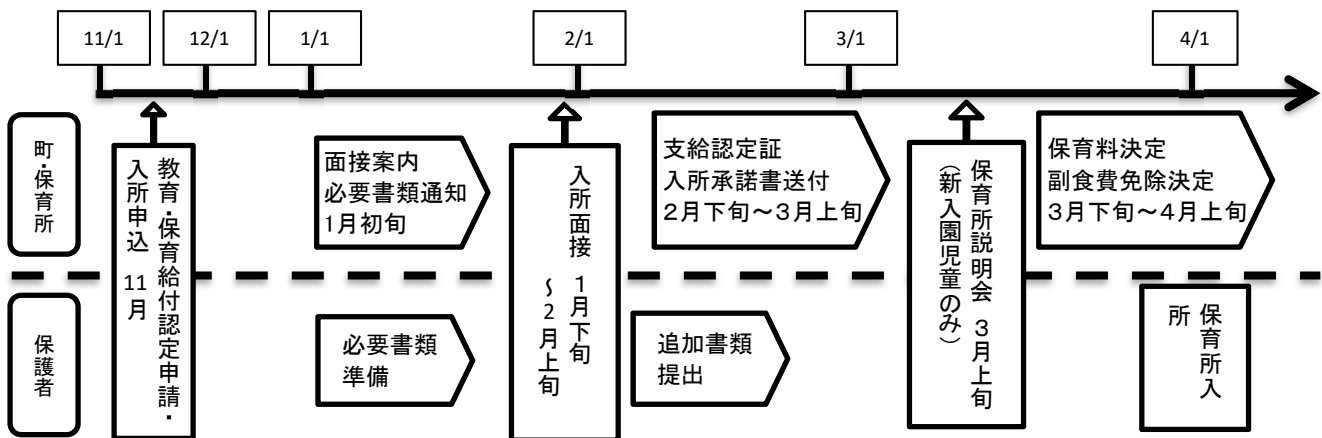
(4) 保育所説明会（新入園児童のみ）

新入園児童を対象として、入所予定保育所で児童同伴の説明があります。預かるうえでの準備物や提出物、アレルギーの有無などの確認を行います。3月上旬を予定しています。

(5) 保育料決定、副食費徴収免除決定

保護者の所得情報（税情報）をもとに保育料等の算定、決定（4月～8月分）を行います。決定の時期は3月下旬から4月上旬を予定しています。また年度途中の8月には変更決定（9月～3月分）を行います。

2. 4月から入所する児童の予定スケジュール



3. 年度途中の入所スケジュール

今回の一斉入所で途中入所の申請をした場合は、入所保留となり入所待ち（入所内定）となります。入所予定日の1か月前に入所意向の再確認を行い、保育所での利用説明等を終えたうえで入所へと進みます。

年度途中に入所が必要となった場合は、保健福祉課へ相談のうえ入所希望月の前月10日までに申し込みをしてください。

幼稚園入園までの手続きについて

1. 入園に必要な手続き等

(1) 教育・保育給付認定（現況届）申請

「教育・保育給付認定（現況届）申請書兼保育施設入所申込書」を提出してください。

「教育・保育給付認定」とは、その家庭の教育志向や就労状況などに応じた保育サービスの種類を、市町村が認定するというもので制度上必要な手続きとなっています。幼稚園入園希望児童は1号認定となります。また既に前年度「教育・保育給付認定」を受けている方の場合は、「現況届」として扱い認定内容を更新することとしています。

区分	年齢	利用できる施設	保育サービス時間	有効期間
1号認定	3歳以上	幼稚園	教育標準時間 4時間	発行から小学校入学まで
2号認定	3歳以上	保育所	保育標準時間 11時間 又は	満3歳到達から小学校入学まで
3号認定	0歳～2歳		保育短時間 8時間	

(2) 入園申請

先の教育・保育給付認定の後（同時）にあいなん幼稚園へ「入園申込」を行うこととなります。様式は教育・保育給付認定（現況届）と兼ねたものとしているので作成不要です。

ここまでの手続きを終えて「支給認定証」「幼稚園入園許可証」が交付されます。交付の時期は入園決定作業が集中するため、2月下旬から3月上旬を予定しています。

(3) 幼稚園説明会（新入園児童のみ）

新入園児童を対象として、あいなん幼稚園で児童同伴で説明があります。入園の準備物や提出物、アレルギーの有無などの確認を行います。2月下旬を予定しています。

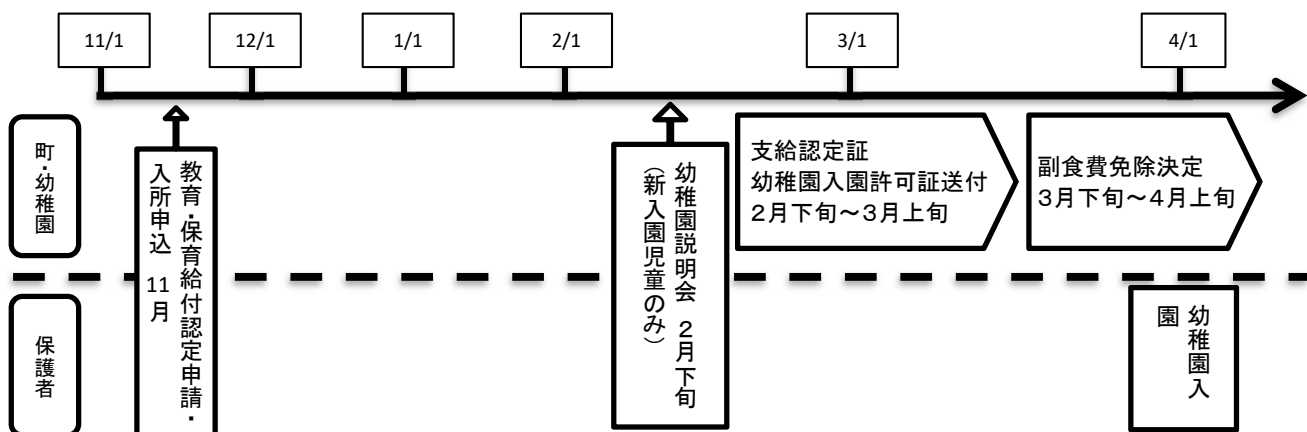
(4) 副食費徴収免除決定

保護者の所得情報（税情報）をもとに副食費の算定、決定（4月～8月分）を行います。決定の時期は3月下旬から4月上旬を予定しています。また年度途中の8月には変更決定（9月～3月分）を行います。

(5) 施設等利用給付認定（新2号認定）

幼稚園を利用しつつ、父母の就労などで保育の必要性がある児童は、新たな認定を追加で受けて、幼稚園で実施する預り保育が無償化となる可能性が有ります。手続きについては3月頃に別途お知らせします。（3月に次年度申請、4月に前年度精算の見込）

2. 4月から入所する児童の予定スケジュール



3. 年度途中の入園スケジュール

今回の一斉入所で途中入所の申請をした場合は、入所保留となり入所待ち（入所内定）となります。入所予定日の1か月前に入所意向の再確認を行い、保育所での利用説明等を終えたうえで入所へと進みます。

年度途中に入所が必要となった場合は、保健福祉課へ相談のうえ入所希望月の前月10日までに申し込みをしてください。

主な保護者費用について(幼児教育・保育無償化内容含む)

保育所

(1)保育料について

幼児教育・保育無償化により、「3歳以上クラス」と、「3歳未満クラス」の保育料は無償化されました。また、「国基準の多子カウントによる第2子以降」についても、町独自で保育料無償化を行っています。

「3歳未満クラスの課税世帯」で「国基準の多子カウントによる第1子」の方は、保護者(父母)の市町村民税(所得割額、均等割額の合計)を元に、徴収基準に基づいた保育料がかかります。

保育料	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	課税世帯	→ 第1子 保育料		0円	3歳クラス以上は 0円	
	→ 第2子以降		0円			
	非課税世帯			0円		

(2)給食費について

3歳以上クラスでは給食費の負担が発生します。ただし、給食費のうち主食費(米代)は町独自軽減を行っており保護者の負担はありません。副食費(おかず代)は副食費徴収免除世帯を除いて3歳以上で負担していただきます。免除世帯の要件は、「年収360万円未満相当世帯の子ども」、「階層にかかわらず第3子となる子ども」となります。免除者は町で判定し、該当となる方には通知を行います。

副食費については、公立保育所は月額4,500円としています。給食実施日を連続して5日以上欠席する場合、事前の欠食届により減免を行いますので、欠席する月の前月の末日までに各保育所へ連絡してください。減免を行う月の副食費は、200円(1食単価)×出席日数(月の稼働日－欠席日数)で計算します。欠食期間中に保育が必要になった場合は、お弁当を用意してください。

船越保育園は毎月計算後に現金で施設に納めます。

給食費		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
		主食	3歳未満児クラスは0円				主食費は0円(町独自軽減)
副食						免除世帯は0円	
						免除世帯以外は副食費発生	

(3)延長保育料

保育標準時間、保育短時間で認められた時間以外に預けた場合は、1時間100円の延長保育料がかかります。この費用は無償化の対象とはなりません。

幼稚園

(1)保育料について

全園児の保育料が無償化されました。

(2)給食費について

主食費(米代)、副食費(おかず代)とも負担していただきます。副食費(おかず代)は副食費徴収免除世帯を除いて負担していただきます。免除世帯の要件は、「年収360万円未満相当世帯の子ども」、「階層にかかわらず第3子となる子ども」となります。免除者は町で判定し、該当となる方には通知を行います。

月あたり概ね5,000円以内((25円+225円)×20日)の見込みです。

給食費		3歳	4歳	5歳
		主食	主食費発生(1食25円)	
副食		免除世帯は0円		
		免除世帯以外は副食費発生(1食225円)		

(3)預かり保育利用料について

教育時間終了後、長期休暇中に利用した預かり保育の利用料は、1時間につき100円発生し毎月集計後に施設に納めてもらうこととなります。

(4)施設等利用給付認定(預かり保育料の無償化)

預かり保育を利用する方のうち、保育が必要である場合には、施設等利用給付認定(新2号)の保育認定を受けることにより、預かり保育料が無償化となります。4月からの手続き時期は「当年度の無償化精算」、「次年度の現況確認」を合わせて3月に予定しています。既に認定を受けている方には個別に手続きのご案内をしますが、該当になると見込まれる方は幼稚園又は保健福祉課までお申し出ください。

共通

(1) 多子の判定基準

保育料、副食費徴収免除で用いる多子判定基準は下表によります。保護者の課税情報、ひとり親世帯か一般世帯かなど、世帯状況によりきょうだいの数え方が異なります。

	第1号認定子ども(幼稚園)	第2号・第3号認定子ども(保育所)
年収360万円未満相当世帯	年齢にかかわらず被監護者の数(別居・別生計含む)	
年収360万円以上相当世帯	小学校3年生までの範囲 (同一世帯のみ)	小学校就学前までの範囲 (同一世帯のみ)

(2) 口座振替(口座引落とし)の登録について

保育料、副食費の納付方法として、手続きが簡素化される口座振替の手続きをお勧めします。登録手続きは「愛南町町税等口座振替依頼書」が町内の金融機関の窓口にありますので、必要な情報を記載・押印のうえ金融機関窓口へ提出して下さい。なお次の点にご留意ください。

あいなん幼稚園利用の方	口座振替登録不要です。保育料は無料となり、預かり保育料と給食費は施設発行の納付書支払いであるため、口座振替する対象がありません。
町内の他園から転園した方 (口座振替登録済)	再度の口座振替登録は不要です。転園しても情報を引き継いで口座振替となります。(例:はまゆう卒園→城辺保育所入所の場合は、はまゆうでの口座情報を引き継ぎます。)
過去に口座振替の登録をしたが、残高不足等で現金徴収となっている方	再度の口座振替登録は可能です。残高等を管理されている口座の登録をお願いします。

町外での保育サービス利用について

事情により他市町村の保育所・保育サービスを利用する必要がある場合は、事前に保健福祉課までご相談ください。個別の家庭状況にもよりますが、市町村間の協議のうえ実施する広域保育や、保育サービス利用料の無償化が出来る場合があります。いずれも事前に情報収集や書類手続きが必要となるので早めのご相談をお願いします。

具体的な例	想定される対応								
母が町外で里帰り出産の間、里帰り先の保育所に上の子を入れて保育したい	広域保育 (住民票を異動させずに他市町の保育施設に入所する制度です。受入先の余裕によっては入所出来ない場合もあります。)								
母が町外で里帰り出産の間、里帰り先の一時保育や認可外保育(ファミサポ)等で上の子を保育したい	無償化となるかの確認 利用するサービスが無償化の対象施設か事前確認します。 世帯の状況が無償化となるパターンか確認します。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>3~5歳 クラス</td> <td>かつ</td> <td>保育必要性あり (妊娠・出産)</td> </tr> <tr> <td>0~2歳 クラス</td> <td>かつ</td> <td>住民税非課税世帯</td> <td>かつ</td> <td>保育必要性あり (妊娠・出産)</td> </tr> </table>	3~5歳 クラス	かつ	保育必要性あり (妊娠・出産)	0~2歳 クラス	かつ	住民税非課税世帯	かつ	保育必要性あり (妊娠・出産)
3~5歳 クラス	かつ	保育必要性あり (妊娠・出産)							
0~2歳 クラス	かつ	住民税非課税世帯	かつ	保育必要性あり (妊娠・出産)					



<町外の保育施設はココで検索>

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>

令和4年度 愛南町保育料・副食費徴収基準
(3号認定 保育料)(2号認定 副食費)

階層区分		税 額 区 分	多子カ ウント 方法	世帯区分	多子判定	保育料(月額)				
						3歳未満児		3歳以上児		
国	町					保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1	1	生活保護世帯等	-	-	-	0	0	0	0	
第2	2	市町村民税 非課税世帯	-	ひとり親・障 がいがい者同居 世帯等	1人目	0	0	0	0	
					2人目	0	0	0	0	
					3人目以降	0	0	0	0	
					一 般	1人目	0	0	0	0
					2人目	0	0	0	0	
					3人目以降	0	0	0	0	
第3	3	市町村民税 均等割額課税世帯	-	ひとり親・障 がいがい者同居 世帯等	1人目	8,000	7,500	0	0	
					2人目	0	0	0	0	
					3人目以降	0	0	0	0	
					一 般	1人目	17,000	16,000	0	0
					2人目	0	0	0	0	
					3人目以降	0	0	0	0	
	4	市町村民税 所得割額課税世帯 48,600円未満	-	ひとり親・障 がいがい者同居 世帯等	1人目	9,000	8,500	0	0	
					2人目	0	0	0	0	
					3人目以降	0	0	0	0	
					一 般	1人目	19,000	18,000	0	0
					2人目	0	0	0	0	
					3人目以降	0	0	0	0	
第4	5	48,600円以上 57,700円未満	-	ひとり親・障 がいがい者同居 世帯等	1人目	9,000	8,500	0	0	
					2人目	0	0	0	0	
					3人目以降	0	0	0	0	
					一 般	1人目	21,000	19,800	0	0
					2人目	0	0	0	0	
					3人目以降	0	0	0	0	
	6	57,700円以上 77,101円未満	-	ひとり親・障 がいがい者同居 世帯等	1人目	9,000	8,500	0	0	
					2人目	0	0	0	0	
					3人目以降	0	0	0	0	
					一 般	1人目	23,000	21,800	副食費4,500	副食費4,500
					2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500	
					3人目以降	0	0	0	0	
7	77,101円以上 97,000円未満	-	ひとり親・障 がいがい者同居 世帯等	1人目	26,000	24,800	副食費4,500	副食費4,500		
				2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500		
				3人目以降	0	0	0	0		
				一 般	1人目	29,000	27,600	副食費4,500	副食費4,500	
				2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500		
				3人目以降	0	0	0	0		
第5	8	97,000円以上 121,000円未満	-	ひとり親・障 がいがい者同居 世帯等	1人目	32,000	30,600	副食費4,500	副食費4,500	
					2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500	
					3人目以降	0	0	0	0	
					一 般	1人目	35,000	33,600	副食費4,500	副食費4,500
					2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500	
					3人目以降	0	0	0	0	
9	121,000円以上 145,000円未満	-	ひとり親・障 がいがい者同居 世帯等	1人目	38,000	36,400	副食費4,500	副食費4,500		
				2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500		
				3人目以降	0	0	0	0		
				一 般	1人目	41,000	39,400	副食費4,500	副食費4,500	
				2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500		
				3人目以降	0	0	0	0		
10	145,000円以上 169,000円未満	-	ひとり親・障 がいがい者同居 世帯等	1人目	44,000	42,400	副食費4,500	副食費4,500		
				2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500		
				3人目以降	0	0	0	0		
				一 般	1人目	47,000	45,200	副食費4,500	副食費4,500	
				2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500		
				3人目以降	0	0	0	0		
第6	11	169,000円以上 213,000円未満	-	ひとり親・障 がいがい者同居 世帯等	1人目	50,000	48,200	副食費4,500	副食費4,500	
					2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500	
					3人目以降	0	0	0	0	
					一 般	1人目	53,000	51,200	副食費4,500	副食費4,500
					2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500	
					3人目以降	0	0	0	0	
12	213,000円以上 257,000円未満	-	ひとり親・障 がいがい者同居 世帯等	1人目	56,000	54,000	副食費4,500	副食費4,500		
				2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500		
				3人目以降	0	0	0	0		
				一 般	1人目	56,000	54,000	副食費4,500	副食費4,500	
				2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500		
				3人目以降	0	0	0	0		
13	257,000円以上 301,000円未満	-	ひとり親・障 がいがい者同居 世帯等	1人目	56,000	54,000	副食費4,500	副食費4,500		
				2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500		
				3人目以降	0	0	0	0		
				一 般	1人目	56,000	54,000	副食費4,500	副食費4,500	
				2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500		
				3人目以降	0	0	0	0		
第7	14	301,000円以上 333,000円未満	-	ひとり親・障 がいがい者同居 世帯等	1人目	56,000	54,000	副食費4,500	副食費4,500	
					2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500	
					3人目以降	0	0	0	0	
					一 般	1人目	56,000	54,000	副食費4,500	副食費4,500
					2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500	
					3人目以降	0	0	0	0	
15	333,000円以上 365,000円未満	-	ひとり親・障 がいがい者同居 世帯等	1人目	56,000	54,000	副食費4,500	副食費4,500		
				2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500		
				3人目以降	0	0	0	0		
				一 般	1人目	56,000	54,000	副食費4,500	副食費4,500	
				2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500		
				3人目以降	0	0	0	0		
16	365,000円以上 397,000円未満	-	ひとり親・障 がいがい者同居 世帯等	1人目	56,000	54,000	副食費4,500	副食費4,500		
				2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500		
				3人目以降	0	0	0	0		
				一 般	1人目	56,000	54,000	副食費4,500	副食費4,500	
				2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500		
				3人目以降	0	0	0	0		
第8	17	397,000円以上	-	ひとり親・障 がいがい者同居 世帯等	1人目	56,000	54,000	副食費4,500	副食費4,500	
					2人目	0	0	副食費4,500	副食費4,500	
					3人目以降	0	0	0	0	

※「副食費4,500」は愛南町公立保育所の金額であり、それ以外は施設によって金額が異なります。

教育・保育給付認定（現況届）申請書兼保育施設入所申込書 記入上の注意

この教育・保育給付認定（現況届）申請書兼保育施設入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ入所希望の保育所又は幼稚園に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

（表面）

- 1 「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んで下さい。
- 2 「本人の障がい者手帳等の有無」の欄は、申請児童に係る障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について○で囲み、該当の場合はその手帳名を記入してください。
- 3 「特別な支援の希望」の欄は、申請児童の状態（発達の遅れや障がい等）から、特別な支援（加配保育士等による見守り保育）について希望の有無を○で囲んでください。
- 4 「保護者住所・連絡先」欄の（連絡先）については、該当の連絡先を全て記入して下さい。
- 5 ①「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親及び同居する祖父母、同一生計のきょうだい全員について記入するとともに、「性別」欄は該当するものを○で囲み、「職業又は学校名等」欄は職種や学校等を記入してください。「障がい者手帳等の有無」欄は世帯員の中に在宅の障がい者等がいる場合にその情報を記入して下さい。「備考」には特別な情報「別居」「単身赴任」等を記入して下さい。「家庭の状況」及び「生活保護適用の有無」の欄は、該当する口にチェック（）をしてください。
- 6 ②「利用を希望する期間」の欄は、施設入所を希望する期間（1年度内）を記入してください。なお、入所決定は単年度の期間決定となり、支給認定証では児童の年齢によって異なる（0歳～2歳（3号）、3歳～小学校入学前（1号又は2号）期間決定となります）。
- 7 「保育希望区分」欄は希望する区分に○をしてください。「利用を希望する時間」については「利用曜日」に○をするとともに、「利用時間」には実際に預ける時間、迎えに来る時間を記入してください。
- 8 ②「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、延長保育を実施しているため、距離が近い等）を記入して下さい。
- 9 個人番号欄は、児童本人及び世帯員について個別に通知された個人番号（12桁）を記入してください。

（裏面）

※ 裏面の③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合に記入して下さい。

（「無」を○で囲んだ場合は記入の必要はありません。）

10 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準	
保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。	
(1) 就労等（家庭外労働）	児童の保護者が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
（家庭内労働）	児童の保護者が家庭で仕事をはなれて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
(2) 妊娠・出産	児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合
(3) 疾病・障がい	児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいがあるため、その児童の保育ができない場合
(4) 介護等	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあっているため、その児童の保育ができない場合
(5) 災害復旧	火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
(6) 求職活動	児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合
(7) 就学	児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合
(8) 虐待・DV	虐待・DV等により、その児童の保育ができない場合
(9) 育休中の継続入所	育児休業を利用する場合で当該育児休業に係る子ども以外の子どもが特定教育・保育施設を利用しており、この間引き続き当該教育・保育施設を利用することが必要であると認められた場合
(10) その他	前各号に類するものとして町長が特に必要と認める事由に該当する場合

11 ③「保育の利用を必要とする理由」の欄は、表面の①「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、両親（又は両親に代わって親権を行使する者）ごとに、児童を保育できない理由を10の表(1)～(9)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての口にチェック（）して下さい。なお、(1)～(9)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合は「その他」にチェック（）し、内容を（ ）内に記入して下さい。

12 ④「過去の保育施設利用状況」は、過去に入園していた施設を記入してください。年度途中で転園している場合は、年度最後に入園していた施設を記入してください。

13 ⑤「過去2年の住民票の状況」は、申請当年及び申請前年の1月1日の父母の住所地について記入してください。

（留意事項）

教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、次の場合がありますからあらかじめご承知ください。

- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合
- ・ 保護者は加配を希望したが、職員不足等の状況により希望通りの加配状態とならない場合

**記入例
(保育所希望)**

教育・保育給付認定(現況届)申請書
兼 保育施設入所申込書

新
在
*町記載
記入不要です。

次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付
要な世帯情報(同一世帯者、同一生計者を含む)、市町村民税の情報及
担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

**発達の遅れや障がい等により、特別な支援(加配
保育士等による見守り保育)を希望する場合は有**

愛南町長 様 令和 4 年 11 月 15 日 保護者氏名 **南 太郎** (南)

※自書の場合は押印は不要です。

申請に係る小学 校就学前子ども	フリガナ 氏名	生年月日	性別	障がい者手帳等 の有無	特別な支援 の希望
	ミナミ アイコ 南 愛子	平成 令和 31 年 2 月 24 日	男・女 (有・無)	(療育手帳)	(有・無)
保護者 住所・連絡先	住所 〒 798 - 4131 愛南町 城辺甲2487 固定電話 72 - **** 父携帯 090 - **** - **** 母携帯 090 - **** - ****				
保育の希望の有 無(※)	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利 用を希望する場合(幼稚園等と併用) ①～⑥全てを 無 : 幼稚園等の利用を希望する場合				

**同一世帯に在宅の障がい児(者)がいる場合に記入してくだ
さい。保育料減額・副食費徴収免除などに影響がある場合
があります。
(対象となる取得手帳等)
・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
・特別児童扶養手当の支給対象児・国民年金の障害基礎年金等
の受給者**

※「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的

※ **保育所のみ希望 又は 保育所と幼稚園を併願希望**

区分	フリガナ 氏名	子ども の続柄	生年月日 個人番号	性別	職業又は 学校名等	障がい者手 帳等の有無	備考	
子どもの 世帯員	ミナミ タロウ 南 太郎	父	大正 昭和 平成 令和 58 年 5 月 1 日 No. 2222 2222 ****	男・女 (男)	会社員	有・無 (無)	松山市 単身赴任	
	ハナコ 花子	母	大正 昭和 平成 令和 59 年 6 月 1 日 No. 3333 3333 ****	男・女 (女)	パート	有・無 (無)		
	ヨシオ 良夫	兄	大正 昭和 平成 令和 26 年 7 月 1 日 No. 4444 4444 ****	男・女 (男)	〇〇小学校 3年	有・無 (無)		
	トモミ 友美	姉	大正 昭和 平成 令和 29 年 12 月 1 日 No. 5555 5555 ****	男・女 (女)	〇〇保育所 年長	有・無 (無)		
	ハマオ 浜男	祖父	大正 昭和 平成 令和 26 年 8 月 1 日 No. 6666 6666 ****	男・女 (男)	農業	有・無 (無)		
	ユウコ ゆう子	祖母	大正 昭和 平成 令和 27 年 9 月 1 日 No. 7777 7777 ****	男・女 (女)	無職	有・無 (身障手帳)		
	セツ セツ	曾祖母	大正 昭和 平成 令和 2 年 10 月 1 日 No. 8888 8888 ****	男・女 (女)	無職	有・無 (無)		
	生活保護の適用の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 (年 月 日 保護開始)		家庭の状況		<input type="checkbox"/> ひとり親世帯・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外	

生活保護の適用の有無 無・ 有 (年 月 日 保護開始) 家庭の状況 ひとり親世帯・ 左記以外

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名 **最長で年度末(3/31)までとなります。**

利用を希望する期間	令和 5 年 4 月 初日 から 令和 6 年 3 月 末日まで		
保育希望区分	保育標準時間(11時間) ・ 保育短時間(8時間) ・ 教育標準時間(4時間)		
利用を希望する時間	利用曜日		利用時間
	(月) (火) (水) (木) (金) (土)		平日 8 時 30 分から 16 時 30 分まで 土曜日 8 時 30 分から 12 時 30 分まで
利用を希望する 施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由		
	第1希望	城辺保育所	希望理由 姉が通っているから
	第2希望	緑保育所	希望理由 自宅から近いから
第3希望	御荘保育所	希望理由 勤務先が近いから	

※「記入上の注意」をよく読んでから記入して下さい。 ※ 字は楷書ではっきりと書いて下さい。 (表面)

**記入例
(保育所希望)**

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育休中の継続入所 <input type="checkbox"/> その他()	
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育休中の継続入所 <input type="checkbox"/> その他()		

④過去の保育施設利用状況

0歳	利用なし	3歳	城辺保育所
1歳	はまゆう乳幼児保育所	4歳	” 希望
2歳	”	5歳	

⑤過去2年の住民票の状況

申請当年の 1月1日の住所地	父	<input type="checkbox"/> 愛南町内 <input checked="" type="checkbox"/> 愛南町外 (愛媛 都・道 府・県 松山 市・区 町・村)
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 愛南町内 <input type="checkbox"/> 愛南町外 (都・道 府・県 市・区 町・村)
申請前年の 1月1日の住所地	父	<input type="checkbox"/> 愛南町内 <input checked="" type="checkbox"/> 愛南町外 (香川 都・道 府・県 高松 市・区 町・村)
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 愛南町内 <input type="checkbox"/> 愛南町外 (都・道 府・県 市・区 町・村)

*印の欄は町記載欄ですので、記入する必要はありません。

----- 【記入はここまで】 -----

*市町村記載欄

保育の必要性の認定を受けるためには、両親いずれもどれかの事情に当てはまる必要があります。また次の条件にご注意ください。該当しない場合は幼稚園や一時保育などをご検討してください。

(1) 就労

月に64時間以上働いていること。

- 例) 1日4時間×週5日×4週間(1か月) = 80時間 ○
 1日3時間×週6日×4週間(1か月) = 72時間 ○
 1日3時間×週3日×4週間(1か月) = 36時間 ×

(2) 妊娠・出産

出産予定日を基準に「産前6週の日を含む月の初日」～「産後8週の日を含む月の末日」までが入所可能期間です。

例) 出産予定日が6月25日の場合

産前6週の日「5月14日」～産後8週の日「8月20日」
 入所可能期間「5月1日」～「8月31日」となります。

(3) 求職活動

求職活動を理由とする場合には3か月間の保育所利用となります。

(裏面)

**記入例
(幼稚園希望)**

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育休中の継続入所 <input type="checkbox"/> その他()		

④過去の保育施設利用状況

0歳	はまゆう乳幼児保育所	3歳	あいなん幼稚園
1歳	"	4歳	" 希望
2歳	"	5歳	

⑤過去2年の住民票の状況

申請当年の 1月1日の住所地	父	<input type="checkbox"/> 愛南町内 <input checked="" type="checkbox"/> 愛南町外 (愛媛 都・道 府・県 松山 市・区 町・村)
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 愛南町内 <input type="checkbox"/> 愛南町外 (都・道 府・県 市・区 町・村)
申請前年の 1月1日の住所地	父	<input type="checkbox"/> 愛南町内 <input checked="" type="checkbox"/> 愛南町外 (香川 都・道 府・県 高松 市・区 町・村)
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 愛南町内 <input type="checkbox"/> 愛南町外 (都・道 府・県 市・区 町・村)

*印の欄は町記載欄ですので、記入する必要はありません。

----- 【記入はここまで】 -----

*市町村記載欄

市町村民税(切替後4~8月)			国階層	クラス年齢	きょうだい順位		軽減区分	保育料	国 町
所得割	均等割				同一生計内の範囲	小3又は就学前までの範囲	母子・障がい 生保・その他		
父			町階層	支給区分			多子判定	副食	徴収・免除
母				標準・短			1子・2子 3子以降		
計									

備考	
----	--

市町村民税(切替後9~3月)			国階層	クラス年齢	きょうだい順位		軽減区分	保育料	国 町
所得割	均等割				同一生計内の範囲	小3又は就学前までの範囲	母子・障がい 生保・その他		
父			町階層	支給区分			多子判定	副食	徴収・免除
母				標準・短			1子・2子 3子以降		
計									

備考	
----	--

(裏面)

記入例 (保育所希望)

年齢は、令和5年4月1日現在で記入してください。

父、母、祖父、祖母がいない場合は、氏名欄に「死別」「離別」と記入してください。

同居していない場合もその同居していない旨の資料とするので記入してください。

家庭の就労状況調査表

氏名	父		母		父方		母方	
	父	母	祖父	祖母	祖父	祖母	祖父	祖母
南太郎	南花子	南浜男	南ゆう子	松山道子				
(S) H 58. 5. 1	(S) H 59. 6. 1	(S) 26. 8. 1	(S) 27. 9. 1	(S) 33. 2. 1	T・S	T・S		
39歳	38歳	71歳	70歳	64歳				
愛南町 城辺甲2487	愛南町 同左	同左	同左	松山市一番町4-4-2				
72-1212	同左	同左	同左	089-941-2111				
愛南商事	愛南スーパー	南浜男(農業)	無職	えひめこどもの城				
愛南町城辺甲2420	愛南町御荘平城2510-2	愛南町城辺甲2487		松山市西野町乙108-1				
72-1211	72-0598	72-1212		089-963-3300				
常勤・パート・自営	常勤・パート・自営	常勤・パート・自営	常勤・パート・自営	常勤・パート・自営				
H19年4月から	H27年4月から							
月・火・水・木・金・土・日	月・火・水・木・金・土・日							
8:30 ~ 17:30 まで	9:00 ~ 15:00 まで	8:00 ~ 18:00 まで	: ~ : まで	: ~ : まで				
休総 1時間 実勤務 8時間	休総 1時間 実勤務 5時間							
8:30 ~ 16:30 まで	時間 時間 時間 3時間							
休総 1時間 実勤務 7時間	時間 時間 時間 3時間							
月平均就業時間	174時間	25日	25日	22日				
今後の就職予定	年 月から 就職予定(予定勤務先)	年 月から 就職予定(予定勤務先)	年 月から 就職予定(予定勤務先)	年 月から 就職予定(予定勤務先)				
備考			身障手帳(心臓)					

平日8時間×週5日×4週(1カ月) = 160時間
 土曜7時間×週1日×2週(隔週) = 14時間
 日曜 休み
 計174時間

父母がいる場合は、祖父母の欄には1月あたりの就業日数を記入してください。両親がおらず祖父母が監護者となる場合は、父母と同様に就業時間を記入してください。